

中央大学リーガル・キャリア・サポート委員会主催
業務・採用等説明会（2014年5月31日開催）

裁判所事務官への道

中央大学法科大学院では、リーガル・キャリア・サポート委員会を組織し、在学生・修了生のみなさんに対して進路決定・就職に関するサポートを行っています。



今回は、「裁判所事務官への道」と題して、裁判所事務官の仕事の特徴や魅力などについて、本学法科大学院OBの長谷川拓也さんにお話を伺いました。長谷川さんは、現在、立川簡易裁判所の刑事係として、略式命令交付や逮捕状の発布等の業務にあたっておられます。（尚、記事中の発言内容はあくまでも長谷川さんの個人的な見解であることを申し添えます。）

裁判所事務官の採用者は、以前は学部出身者が中心でしたが、最近では、法律の知識量の違いや経験の差があるため、法科大学院出身者がかなり増えてきているとのことでした。

採用試験は、総合職と一般職があり、併願も可能で、総合職試験の場合は総合職で不合格でも一般職で採用があるとのことでした。試験は6月に筆記試験、6月下旬から7月上旬に面接試験、8月中旬に合格発表、8月下旬に合格者に対して採用説明会実施という流れです。



長谷川さんが考える各試験での注意点は、筆記試験であれば知能分野を準備しておくべき、1次試験をなめてはいけない、面接試験では志望動機をしっかりと話せるように考えておくこと、とのことでした。特に法科大学院修了生は、筆記は問題ないが面接が弱く、志望動機を明確に伝える、公務員の中でもなぜ裁判所事務官なのか、自分の長所と短所等も具体的に話せるように準備しておいた方がよいとのアドバイスをいただきました。さらに一般職の面接は1回のため、場合によっては面接官から負荷をかけられ、ストレス耐性もチェックされることがあるようです。また、なにを答えたかではなく、どう答えたかが重要で、面接官は人物を判断するのであって、回答内容によってそれが直接合否を左右するものではないと思われるとのことでした。これは業務・採用等説明会に来ていただいた他の企業等の担当者からもご指摘があったことで、どこの面接であっても共通していえることのようにです。

職場の雰囲気については、定時で帰れる日も多くワークライフバランスを考えやすい、上司から1か月に1度は有給休暇を取るよう言われている、産休・育児休暇が取りやすい等働きやすい環境であることがわかりました。

裁判所事務官は、一定の経験を積み、試験に合格し、裁判所職員総合研修所で研修することによって裁判所書記官となれるため、現在長谷川さんご自身も目指しているとのことでした。

リーガル・キャリア・サポート委員会では、今後も講演会等のイベントを実施していきます。在学生また修了生のみなさん、積極的にご参加ください。